

# 02

## 介護保険制度

### 1 みんなで支えあう介護保険制度

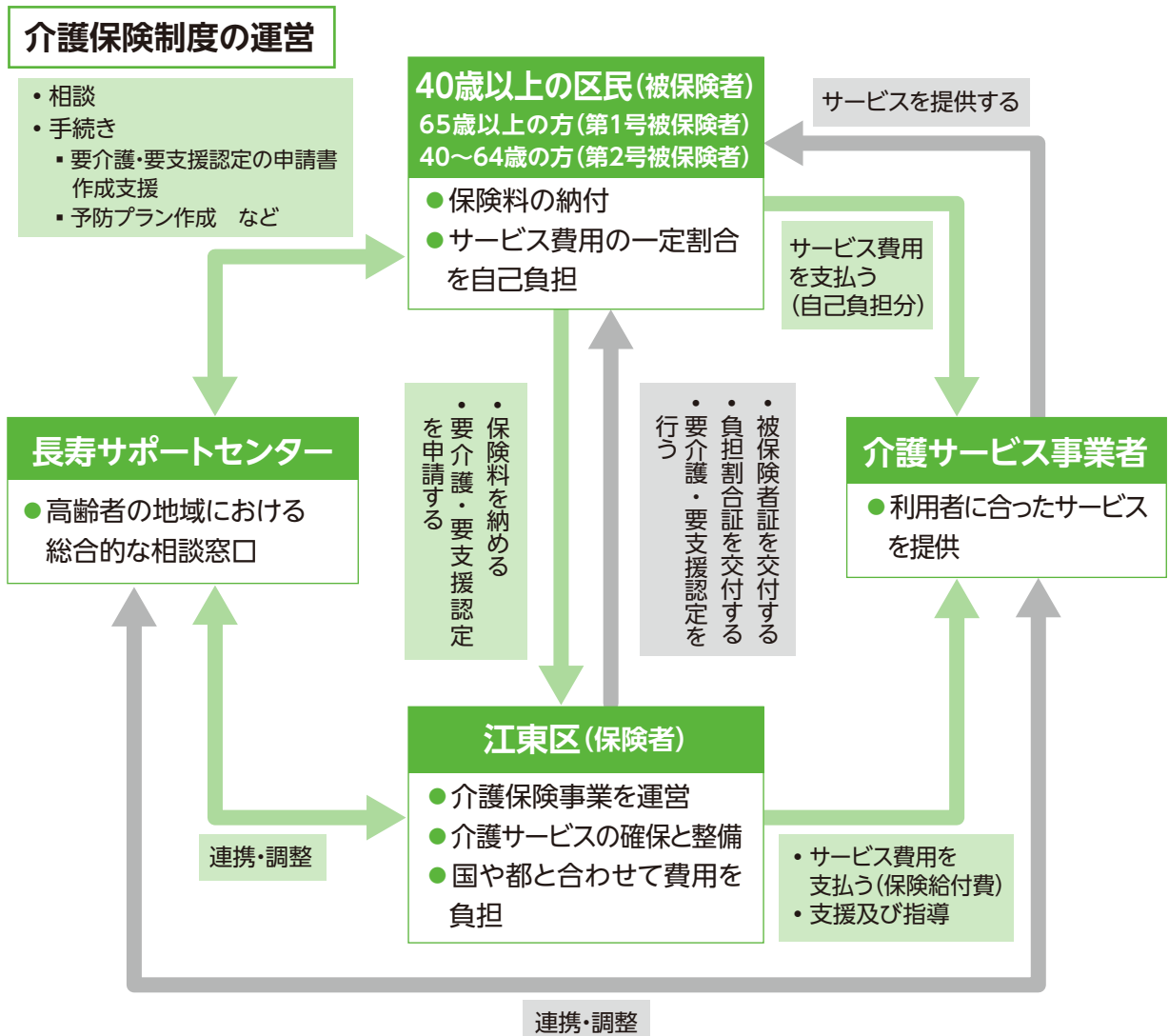
問合せ先：介護保険課庶務係 ☎ (3647) 9481 FAX (3647) 9466

#### ■社会全体で支える介護保険

介護保険は、将来介護が必要となったときに、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らすことができるように、介護の不安や負担を社会全体で支えあう制度です。

#### ■江東区が保険者です

介護保険は江東区が保険者となって運営しています。40歳以上の方は加入者（被保険者）として保険料を納め、介護が必要となったときに費用の一部を支払って介護サービスを利用できるしくみです。



## ■被保険者と被保険者証

### 65歳以上の方（第1号被保険者）

介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。  
被保険者証は、65歳到達日の前月に発送します。

### 40～64歳の方（第2号被保険者）

特定疾病により、介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。  
被保険者証は、要介護・要支援の認定を受けた際に交付されます。

特定疾病（加齢との関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病）	
①がん【がん末期】 ※医師が、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】	⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

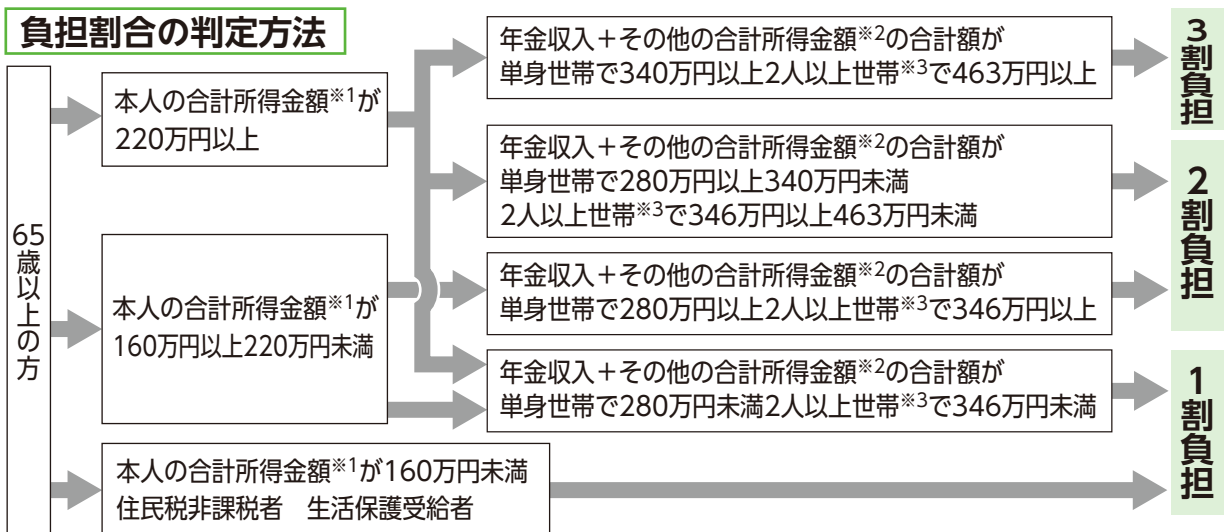
## ■介護サービスを利用したときの自己負担

利用者の負担はサービス費用の1割ですが、一定以上の所得がある方は2割または3割となります。残りの費用は江東区（保険者）が事業者に支払います。

ご自身の負担割合は「負担割合証」（むらさき色）でご確認ください。

（注）過去に介護保険料の未納期間がある方は、負担割合証に記載する割合にかかわらず、自己負担分が引き上げられる場合があります。

（注）第2号被保険者は所得にかかわらず1割負担です。



※1 合計所得金額とは…介護保険料の段階や住民税均等割の課税の基準に用いられているもので、収入から給与所得控除や公的年金控除をした後で、基礎控除や人的控除等をする前の所得金額になります。また、土地建物等の譲渡所得がある場合には特別控除後の金額、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金所得を除いた額です。

※3 「2人以上世帯」とは、本人及び同一世帯にいる65歳以上の方が2人以上いる世帯のことをいいます。

※4 非課税年金は収入の対象に含まれません。

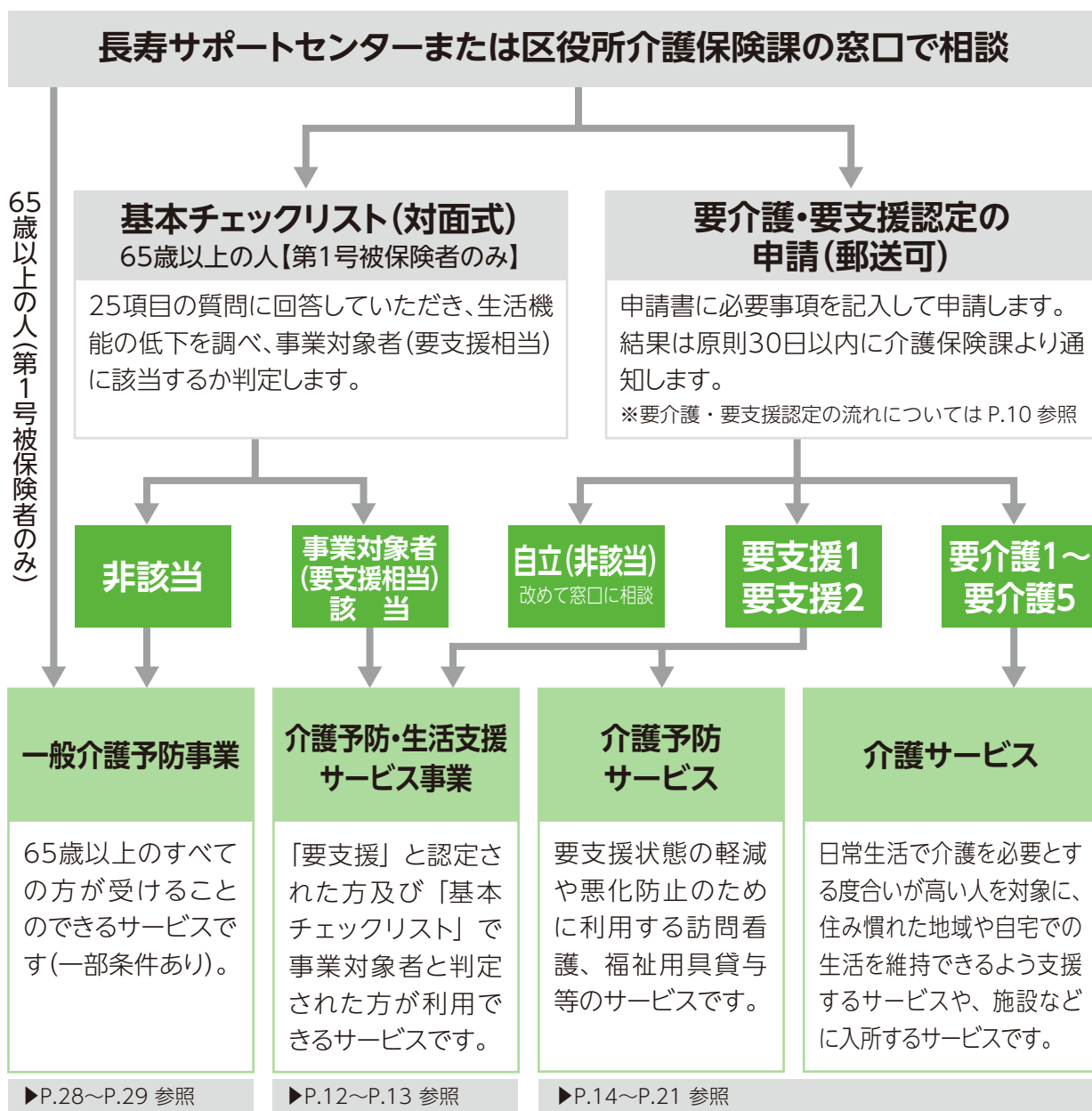
## 2 介護保険サービス・総合事業を利用するには

問合先：介護保険課介護サービス利用相談 ☎ (3647) 9099 FAX (3647) 9466  
 認定係 ☎ (3647) 9496 FAX (3647) 9466

介護サービスを利用するには、区に申請をして、「介護や支援が必要」と認定されることが必要です。

また、「要支援」と認定された方や基本チェックリストで事業対象者と判定された方は「介護予防・生活支援サービス事業」を利用することができます。

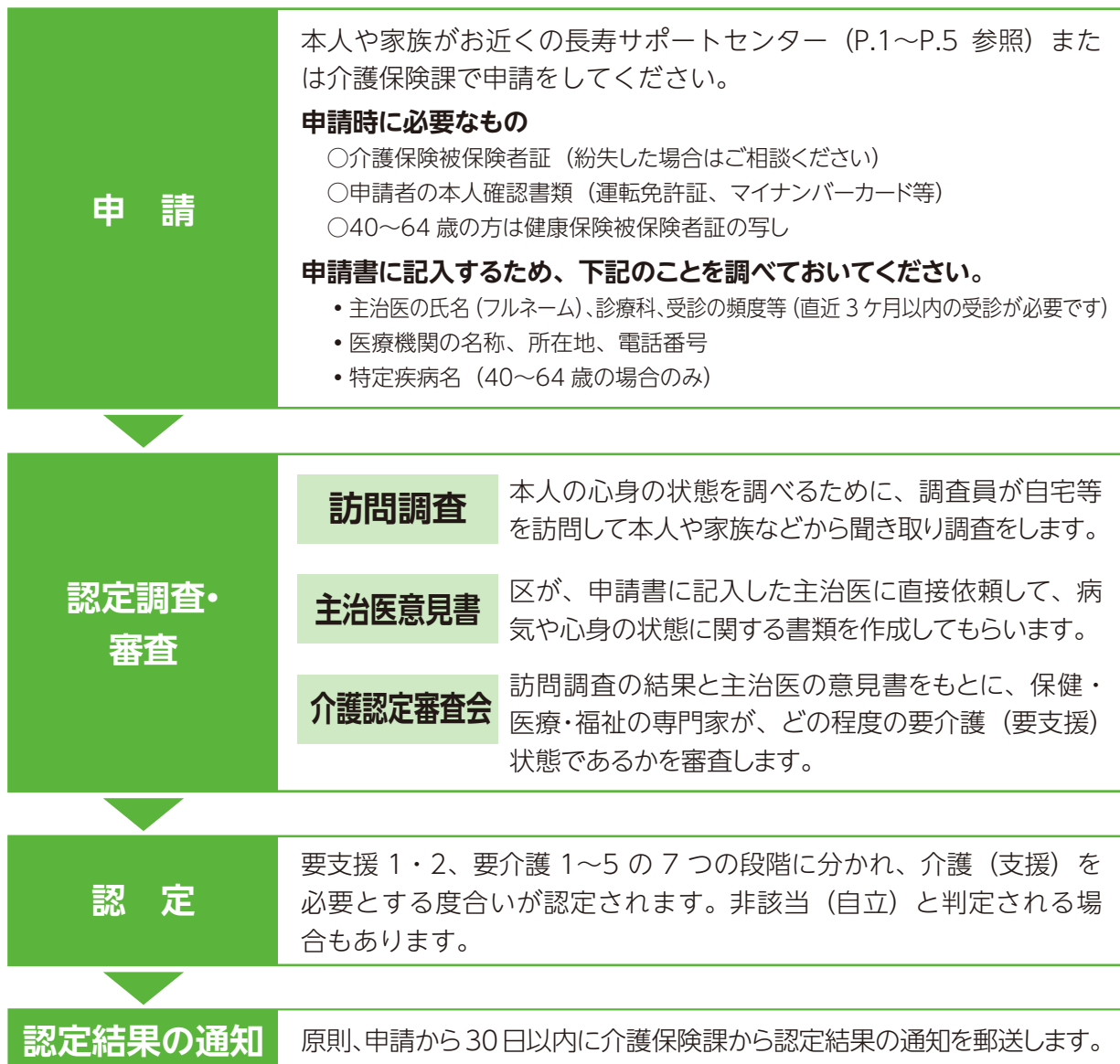
申請から利用までの流れは下記のとおりです。



## ■要介護・要支援認定の流れについて

問合先：介護保険課認定係 ☎ (3647) 9496 FAX (3647) 9466  
調査係 ☎ (3647) 9497 FAX (3647) 9466

介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。申請から認定までの流れは下記のとおりです。



## ■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

問合先：長寿サポートセンター（P.1～P.5）または区役所の以下の窓口

【短期集中サービス・一般介護予防事業について】

地域ケア推進課地域ケア係 ☎ (3647) 4398 FAX (3647) 3165

【事業者の指定について】

介護保険課事業者指定係 ☎ (3647) 4961 FAX (3647) 9466

身近な  
相談窓口

介護保険  
制度

介護予防の  
取り組み

江東区の  
福祉サービス

すまいと  
くらし

敬老・  
慶祝

生きがい・  
地域活動

医療・年金・  
税金

介護老人福祉・  
保健施設等一覧

区内施設  
一覧

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、65歳以上の方を対象として、その人の状態や必要性に合わせて、また、自立や社会参加に向けて、江東区独自の多様なサービスや取り組みを広げていくものです。以下の事業を実施しています。

## 介護予防・生活支援サービス事業

「要支援」と認定された方及び「基本チェックリスト」で事業対象者と判定された方（要支援相当）を対象に、「訪問型サービス」（掃除や洗濯など、訪問による日常生活上の支援）と「通所型サービス」（機能訓練など、通いによる日常生活上の支援）を提供します。

### 介護予防型サービス(サービスA)

必要に応じて日常生活の支援や、援助を行うサービスです。

#### ●介護予防型訪問

ホームヘルパーなどが訪問し、掃除や洗濯などさまざまな生活援助や身体介護をするサービスです。

#### ●介護予防型通所

施設に通ってできることを増やしたり、元気に過ごせるよう支援するサービスです。

### ご近所サービス(サービスB)

地域の住民が主体となって行うサービスです。

#### ●ご近所ミニデイ

住民団体が提供する週1回3時間の軽い体操や食事等を通し、心身活性化の活動に取り組みます。

利用料金は無料です。(食事や活動にかかる費用は実費負担です。)

### 元気アップサービス(サービスC)

リハビリ専門職等により提供される、短期集中(3か月)のサービスです。

#### ●元気アップトレーニング 自己負担あり

ご自身の状態に合わせて、運動などのトレーニングを行い生活機能の改善を目指します。

#### ●元気アップ訪問 自己負担なし

専門職がご自宅に訪問し、ご自身の目標に向けての取組を指導・支援します。



## 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方（一部条件あり）を対象とした介護予防の取組です。（P.28 参照）

### 3 介護保険サービスの種類

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466  
在宅支援係 ☎ (3647) 4319 FAX (3647) 9466

#### ◆ 在宅サービス ◆

#### 日常生活の手助け

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

#### ■ 訪問介護（ホームヘルプ）

##### 要支援 1・2 訪問型サービス （総合事業）

訪問型サービスは、利用者の状態などにより、次の2つを利用できます。

- ①従来の予防訪問介護から従事者の基準などを緩和した  
「介護予防型訪問」
- ②3～6か月の短期間で生活機能改善を目指す専門職による  
「元気アップ訪問」

##### 要介護 1～5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗車・降車等介助も利用できます。



#### 自宅で入浴

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

#### ■ 訪問入浴介護

##### 要支援 1・2 介護予防訪問入浴介護

自宅や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

##### 要介護 1～5



身近な  
相談窓口

介護保険  
制度

介護予防の  
取り組み

江東区の  
福祉サービス

すまいと  
くらし

敬老・  
慶祝

生きがい・  
地域活動

医療・年金・  
税金

介護老人福祉・  
保健施設等一覧

区内施設  
一覧

## 自宅でリハビリ

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

### ■訪問リハビリテーション

**要支援 1・2** 介護予防訪問  
リハビリテーション

居宅での機能訓練が必要な場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

**要介護 1～5**



## 医師の指導のもとでの助言や管理

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

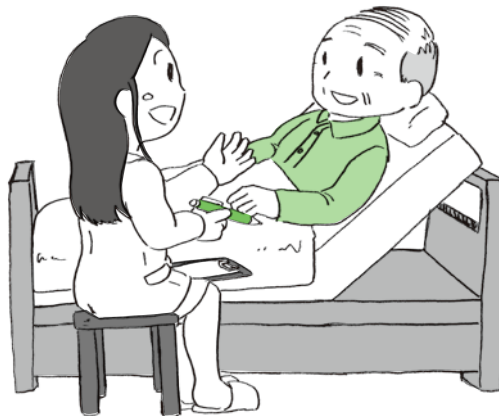
### ■居宅療養管理指導

**要支援 1・2** 介護予防居宅療養  
管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

**要介護 1～5**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



### ■訪問看護

**要支援 1・2** 介護予防訪問看護

疾病等を抱えて外出が困難な方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行います。

**要介護 1～5**

疾病等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。

## 施設に通う

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

### ■通所介護（デイサービス）

**要支援 1・2** 通所型サービス  
(総合事業)

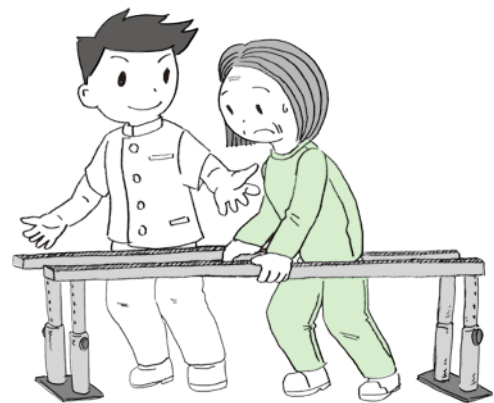
通所介護施設などで、食事や入浴、排せつといった日常生活上の支援や保健・医療の専門職による短期集中的なプログラムを提供します。

通所型サービスは、利用者の状態などにより、次の3つを利用できます。

- ①従来の予防通所介護から従事者の基準などを緩和した「介護予防型通所」
- ②週1回3時間の住民団体等によって提供される「ご近所ミニデイ」
- ③3～6か月の短期間で生活機能改善を目指す、専門職による「元気アップトレーニング」

**要介護 1～5**

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練を日帰りで行います。



### ■通所リハビリテーション（デイケア）

**要支援 1・2** 介護予防通所  
リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービスが利用できます。

**要介護 1～5**

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の介護やリハビリテーションを、日帰りで行います。

#### 選択的サービス

介護予防通所リハビリテーションでは、要支援1・2の方に提供される選択的サービスとして、以下のようなプログラムがあります。利用される方の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。

##### 栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

##### 口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯磨きや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

身近な  
相談窓口

介護保険  
制度

介護予防の  
取り組み

江東区の  
福祉サービス

すまいと  
くらし

敬老・  
慶祝

生きがい・  
地域活動

医療・  
年金・  
税金

介護老人福祉・  
保健施設等一覧

区内施設  
一覧



## 施設に入って利用するサービス

問合せ：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

### ■ 特定施設入居者生活介護

**要支援 1・2** 介護予防特定施設  
入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している、要支援の認定を受けた方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援を受けます。

**要介護 1～5**

有料老人ホーム等に入居している、要介護の認定を受けた方が、日常生活上の介護を受けます。

### ■ 短期入所生活介護（ショートステイ）

**要支援 1・2** 介護予防短期入所  
生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

**要介護 1～5**

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

### ■ 短期入所療養介護（ショートステイ）

**要支援 1・2** 介護予防短期入所  
療養介護

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

**要介護 1～5**

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

### 短期入所サービスを利用するときの注意点

短期入所サービスは、あくまで在宅生活の継続のために利用するサービスです。利用できる日数に制限がありますので注意してください。

- 短期入所サービスの連続した利用は 30 日までとなります。
- 連続して 30 日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要支援認定・要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとします。



## 地域密着型のサービス

問合先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

### ■夜間対応型訪問介護

#### ■要介護 1～5 の方のサービス

夜間(22時～6時を含む18時～8時)の定期的な巡回訪問と通報(オペレーションコール)に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの介護を行います。

### ■認知症対応型通所介護

#### ■要支援 1・2

介護予防認知症対応型  
通所介護

もの忘れがあるなど、軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、施設への通所による認知症予防ケアを提供します。

#### ■要介護 1～5

認知症の方を対象に専門的なケアを行います。



### ■認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

#### ■要支援 2

介護予防認知症対応型  
共同生活介護

もの忘れがあるなど軽度の認知症が心配される高齢者が、スタッフによるケアを受けながら共同生活するサービスです。

#### ■要介護 1～5

比較的安定した認知症の状態にある高齢者が、スタッフのケアを受けながら、共同生活するサービスです。

### ■地域密着型通所介護 (デイサービス)

#### ■要介護 1～5 の方のサービス

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

身近な  
相談窓口

介護保険  
制度

介護予防の  
取り組み

江東区の  
福祉サービス

すまいと  
くらし

敬老・  
慶祝

生きがい・  
地域活動

医療・年金・  
税金

介護老人福祉・  
保健施設等一覧

区内施設  
一覧

## 地域密着型のサービス

問合せ先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

### ■小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2

介護予防小規模多機能型  
居宅介護

要介護 1～5

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となっている、365日24時間切れ間のないサービスです。



### ■看護小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護のケアが受けられます。

### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護 1～5 の方のサービス

定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

通所系サービスや短期入所系サービス利用時には、サービス費が日割りで軽減されます。



## 住まいの環境を変える

問合せ先：介護保険課在宅支援係 ☎ (3647) 4319 FAX (3647) 9466

### ■住宅改修費の支給

要支援 1・2

介護予防住宅改修費の  
支給

要介護 1～5

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、原則、現住所につき20万円を上限としてかかった費用の9割、8割または7割分（支給上限額18万円、16万円または14万円）を支給します。

※必ず工事前と工事後に申請が必要となります。

#### 対象となる住宅改修

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ①廊下、階段、浴室などへの手すり取り付け | ④引き戸などへの扉の取り替え       |
| ②段差解消のためのスロープ設置等     | ⑤洋式便器などへの便器の取り替え     |
| ③滑り防止、移動円滑化のための床材変更等 | ⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工費 |

## 介護する環境を整える

問合せ：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

### ■ 特定福祉用具購入費の支給

**要支援 1・2** 特定介護予防福祉用具  
購入費の支給

**要介護 1～5**

排せつや入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定業者から購入した場合、年間(4月～翌3月)で10万円を上限として、購入費用の9割分、8割分、または7割分を支給します。

#### 販売の対象となる用具

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 排せつ予測支援機器
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具

### ■ 福祉用具の貸与

**要支援 1・2** 介護予防福祉用具貸与

**要介護 1～5**

日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、介護予防に資するものについて貸与を行います。なお、使用期間を限定し、定期的に必要な性を見直します。

日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸与します。なお、使用期間を限定し、定期的に必要な性を見直します。

#### 貸与の対象となる用具

- 手すり (工事をとまなわないもの)
- スロープ (工事をとまなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ

#### 貸与の対象となる用具

- 手すり (工事をとまなわないもの)
- スロープ (工事をとまなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ

#### 【要介護 2～5の方】

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト (つり具を除く)

#### 【要介護 4・5の方】

- 自動排せつ処理装置 (交換可能部品を除く)

※スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部用具は購入との選択制になります。

身近な  
相談窓口

介護保険  
制度

介護予防の  
取り組み

江東区の  
福祉サービス

すまいと  
くらし

敬老・  
慶祝

生きがい・  
地域活動

医療・  
年金・  
税金

介護老人福祉・  
保健施設等一覧

区内施設  
一覧

## ◆ 施設サービス ◆

### 施設に入所する

問合せ先：【特別養護老人ホームについて】

介護保険課庶務係 ☎ (3647) 9329 FAX (3647) 9466

長寿サポートセンター (P.1~P.5)

【その他の施設について】

各施設に直接 (P.71)

#### 要介護 1～5の方

施設サービスは、介護が中心か、どの程度医療上のケアが必要かなどによって、入所する施設を3種類から選択します。

#### ■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (P.69 参照)

生活全般の  
介護が必要な人



寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅では介護が困難な原則要介護3以上の方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられます。

#### ■介護老人保健施設（老人保健施設） (P.71 参照)

在宅復帰をめざし  
リハビリを  
受けたい人



病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常生活上の介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

#### ■介護医療院

生活の場で  
長期的な療養が  
必要な人



急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための施設です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。  
※江東区には、このサービスの提供事業所はありません(R6(2024).4.1現在)

## 4 介護保険サービスの費用

問合せ先：介護保険課給付係 ☎ (3647) 9498 FAX (3647) 9466

利用者の負担は、サービス費用の1割、2割、または3割です。残りの費用は介護保険から事業者を支払います。ただし、施設利用時の居住費（滞在費）、食費、日常生活費は全額自己負担となります。

### ■ サービスを利用した場合の自己負担

(1) 自宅で利用するサービス

サービス費用の自己負担分

(2) 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

サービス費用の自己負担分 + 食費 + 日常生活費

(3) 施設サービス、短期入所サービス（ショートステイ）

サービス費用の自己負担分 + 居住費（滞在費） + 食費 + 日常生活費

### ■ 在宅サービスの費用の目安

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、限度額を超えて利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

※自己負担額（概算）は利用者負担1割の場合（金額は1か月のめやすです）

要介護状態区分等	支給限度額	自己負担額（概算）
要支援1及び基本チェックリスト該当者	5,032単位（約50,320円）	5,032円
要支援2	10,531単位（約105,310円）	10,531円
要介護1	16,765単位（約167,650円）	16,765円
要介護2	19,705単位（約197,050円）	19,705円
要介護3	27,048単位（約270,480円）	27,048円
要介護4	30,938単位（約309,380円）	30,938円
要介護5	36,217単位（約362,170円）	36,217円

※概算額は介護報酬の1単位を10円として計算しています。

※実際の支給限度額は金額ではなく「単位」で決められており、サービスの種類によって1単位あたりの単価が異なります。

### ■ 支給限度額に含まれない在宅サービス

次のサービスは、在宅サービスの支給限度額として計算されず、別途保険給付されます。

- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定福祉用具購入費
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 特定介護予防福祉用具購入費
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 住宅改修費
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防住宅改修費
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防居宅療養管理指導

身近な  
相談窓口

介護保険  
制度

介護予防の  
取り組み

江東区の  
福祉サービス

すまいと  
くらし

敬老・  
慶祝

生きがい・  
地域活動

医療・年金・  
税金

介護老人福祉・  
保健施設等一覧

区内施設  
一覧

## ■利用者負担額が高額になったとき

### 【高額介護サービス費】

同じ月に利用したサービスの利用者負担額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算額）が高額になり一定額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。

対 象 者	利用者負担上限額（月額）	
	世帯の限度額	個人の限度額
世帯全員が住民税非課税で、生活保護を受給している方	15,000円	15,000円
世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	24,600円	15,000円
世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円を超える方	24,600円	24,600円
住民税課税世帯で、課税所得380万円未満の方	44,400円	44,400円
住民税課税世帯で、課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円	93,000円
住民税課税世帯で、課税所得690万円以上の方	140,100円	140,100円

## ■介護保険と医療保険の自己負担額が高額になったとき

### 【高額医療合算介護サービス費】

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（8月から翌年の7月まで）の自己負担額が著しく高額になり一定額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。

- ・合算する期間の最後の日（7月31日）に加入していた医療保険者に申請します。
- ・詳しくは、加入している医療保険者にお問合せください。

#### ●医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一 般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
- 医療保険が異なる場合は合算できません。

## ■施設等を利用する場合の居住費・食費の負担限度額

介護施設への入所やショートステイを利用する際の居住費（滞在費）・食費については、申請によって利用者負担が軽減される「負担限度額」制度があります。

この制度の対象となるのは、「世帯全員が住民税非課税の方」などですが、「一定額以上の預貯金などがある方」は対象となりません。（令和6年8月から下表のとおり変更となりました）

### ●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	要件	居住費または滞在費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階 (非該当)	上記第1段階～第3段階以外の人 (本人が住民税課税の場合・同一世帯内に住民税課税者がいる場合)	負担限度額はありませぬ (金額は施設との契約によります)					

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。  
※施設の設定した居住費（滞在費）、食費が限度額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となります。

**上記第1～3段階に該当する方でも、配偶者（別世帯を含む）が住民税課税者である場合、または預貯金等\*が一定額を超える場合は制度の対象となりません。**

\*預貯金、有価証券その他の現金。

預貯金等の規定については、以下の通りです。

- ・第1段階：預貯金などが単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身 650万円、夫婦 1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身 550万円、夫婦 1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身 500万円、夫婦 1,500万円を超える場合

## ■生計困難者に対する利用者負担額の軽減について

介護保険のサービスを利用するとき、住民税非課税世帯で、預金や収入等が一定の金額以下等の条件を満たす方は、申請により、利用者負担額の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を軽減します。この制度の利用は事業者が軽減制度を実施している場合に限りま。

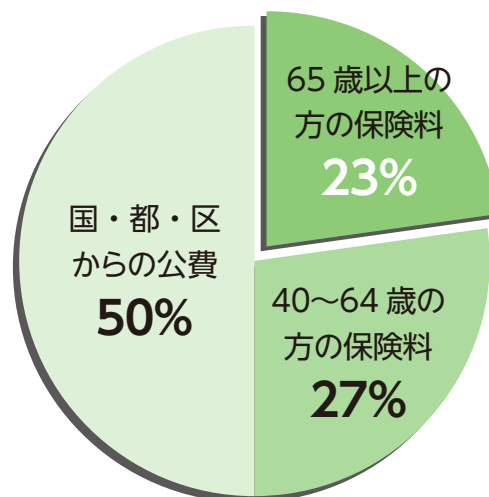


## 5 ご負担いただく介護保険料

問合先：介護保険課資格保険料係 ☎ (3647) 9493 FAX：(3647) 9466

介護保険の財源は、保険料と公費でそれぞれ半分ずつ負担しています。このうち40～64歳の方（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料が23%を負担し、社会全体で介護保険制度を支えるしくみになっています。

介護が必要となったとき、安心して介護保険のサービスが受けられるように、保険料は必ず納めましょう。



### ■第1号被保険者の介護保険料 (65歳以上の方)

介護保険は、制度を適正に運営するため、3年ごとに保険料の見直しを行っています。65歳以上の方の令和6～令和8年度の保険料は、3年間に必要な介護サービス費をまかなうために算出された基準額をもとに、住民税の課税状況及び合計所得金額により決まります。

#### (1) 特別徴収（年金が年額18万円以上の方）

年金の支給（年6回）に合わせて差し引きます。

※老齢基礎年金、退職年金のほか、遺族年金、障害年金が対象となります。

#### (2) 普通徴収（年金が年額18万円未満の方、65歳に到達した方等）

口座振替または納付書で年間保険料（4月分から翌年3月分）を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。

※金融機関・コンビニエンスストア・区役所介護保険課窓口・各出張所で納められます。

※便利な口座振替をお勧めします。

### ■第2号被保険者の介護保険料

40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

### ■介護保険料の減免・徴収猶予制度

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。また、保険料の分割納付のご相談も受け付けておりますので、まずは担当窓口までご相談ください。

## ■保険料の減額制度について

下記のすべてに該当する方が対象になります。

- (1) 保険料の所得段階が、第1段階（生活保護受給者を除く）、第2段階または第3段階。
- (2) 前年中の世帯収入の合計額が、1人世帯で150万円以下。（世帯の構成員が1人増加するごとに50万円を加算する。）
- (3) 預貯金等の合計が350万円以下。（世帯の構成員が1人増加するごとに100万円を加算する。）
- (4) 住居以外に不動産を所有していない。
- (5) 住民税を課税されている方の被扶養者となっていない。
- (6) 住民税を課税されている親族と同一住居内に居住していない。
- (7) 特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所していない。
- (8) 介護保険料を滞納していない。

※申請が必要です。上記の内容について確認するため、預貯金の通帳、健康保険証等を提示していただきます。

（事前にお電話等でご相談ください。）

## ■保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて下表のとおり保険給付が制限されることがあります。また、一定の資産を有する長期滞納者に対しては、資産の差し押さえ（滞納処分）を行う場合があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

納期限から 1年以上滞納すると	サービス利用時に、費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われること（償還払い）があります。
納期限から 1年6か月以上 滞納すると	サービス利用時に、費用の全額を利用者が負担します。保険給付の申請後も、払戻しが一時差し止めになり、滞納した分を差し引いた額が払戻しになることがあります。
納期限から 2年以上滞納すると	サービス利用時の利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

## 令和6年度（2024年度）の保険料（年額）

所得段階	対象者		保険料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者。老齢年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の方及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。		基準額×0.285	21,120円 (★軽減額12,648円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方	基準額×0.40	29,760円 (★軽減額14,880円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方	基準額×0.65	48,360円 (★軽減額372円)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.85	63,240円
第5段階		世帯に住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	基準額	74,400円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.15	85,560円
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	96,720円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	119,040円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.80	133,920円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×2.00	148,800円
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.20	163,680円
第12段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.50	186,000円
第13段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.80	208,320円
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×3.00	223,200円
第15段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.20	238,080円
第16段階		合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	基準額×3.40	252,960円
第17段階		合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	基準額×3.50	260,400円
第18段階		合計所得金額が3,000万円以上の方	基準額×3.60	267,840円

●特別徴収の方は、年金の支給（年6回）に合わせて差し引きます。

●普通徴収の方は、年間保険料（4月分～翌年3月分）を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。

①介護保険料は、当該年度のご本人と世帯員の課税状況やご本人の合計所得金額に応じて、各段階に区分されます。

「世帯」は、毎年4月1日時点の状況に基づいて決められます。

②第1段階から第3段階は、低所得者負担軽減措置の適用により、料率が軽減されています。

（介護保険条例に定める本則額－★軽減額＝区軽減後保険料額）

③表中の「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、繰越損失がある場合には、繰越控除前の金額をいいます。

④土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等にかかる雑所得が合計所得金額から控除されます。

⑤「課税年金収入額」とは、公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給総額）を指します。

⑥第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

⑦各段階の保険料は、基準額（74,400円）÷12×保険料率により算出し10円未満の端数を切り捨てた額に12か月を掛けて年額としています。